

■ 4条1項11号

不服 2022-016165

<本願商標>

白銀ポーク

第29類「豚肉，豚肉製品，調理済みの豚肉製品」

※補正後の指定商品

<結論>

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

<原査定理由>

白
銀

引用商標：

第29類「かまぼこ」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、・・・、「白銀ポーク」の文字を横書きしてなるところ、その構成文字は、同書、同大、等間隔で、外観上まとまりよく一体に表されており、本願商標全体から生じる「ハクギンポーク」の称呼も無理なく一連に称呼し得るものである。

そして、本願商標の構成中の「ポーク」の文字が「豚肉」の意味を有するものであるとしても、本願商標の上記構成及び称呼からすれば、これに接する取引者、需要者は、殊更

に「白銀」の文字のみに着目するというよりは、むしろ本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当である。

そうすると、本願商標は、一体不可分のものであるといわなければならない。

したがって、本願商標の構成中「白銀」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するとして、本願商標が商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「**白銀**ポーク」は、「ポーク」の文字が「豚肉」の意味を有するものであるとしても、その構成及び称呼からすれば、これに接する取引者、需要者は、殊更に「白銀」の文字のみに着目するというよりは、むしろ本願商標の構成全体をもって、一体不可分のものとして認識し、把握するとみるのが相当であるから、引用商標「**白銀**」とは非類似であると判断されました。

以前にご紹介した、「**椿蒲鉾**」と「**椿**つばき」が類似と判断された事件（不服 2022-010393）や、「**さわやかハンバーグ**」と「**さわやか**」が類似と判断された事件（不服 2022-004181）のように、商標「○○○」と商標「○○○+食品（指定商品）の普通名称」との類否判断においては、最近の審決でも類似と判断される傾向が多いように思われますが、本事件では非類似と判断された次第です。

少し前の審決で、「**なのはな**ポーク」と「**菜の花**」が非類似と判断された事件（不服 2018-5888）がありますので、本事件はこれを踏まえた上で、同様の判断がなされたものと思われます。実際に、両審決で述べられている理由も、ほぼ同一のものとなっています。

なお、似たような事件としては、「**プラチナ**ポーク**白金豚**」と「**PLATINUM**」、「**プラチナ**」、「**白金 シロガネ**」が非類似と判断されたものもあります（不服 2008-2581）。

「ポーク」ではなく「ビーフ」に関連した事件としては、「**Keyakizaka Beef** **けやき坂** **ビーフ**」と「**けやき坂** **KEYAKIZAKA**」の類否が争われたものもありますが（不服 2018-15794）、こちらも非類似と判断されています。

「〇〇〇+食品（指定商品）の普通名称」といった構成からなる商標であっても、これがポークやビーフであるような場合は、このような前例がある分、「〇〇〇」の商標とは非類似と判断されやすいと言えるのかもしれませんが。

また、特許庁が審決で類似と判断した「**朔北カレー**」と「**サクホク**」が、先般、審決取消訴訟（令和4年（行ケ）10122号、令和5年3月9日判決言渡）において非類似であると判断されたことから、今後しばらくはこの判決の影響によって、特許庁の審決でも非類似寄りの判断がなされる可能性もあるかもしれません。

（弁理士 永露 祥生）

< 2023年9月1日 >